

指定居宅サービス等の事業の設備及び運営に関する基準等を定める条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成30年 3 月28日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県条例第17号

指定居宅サービス等の事業の設備及び運営に関する基準等を定める条例等の一部を改正する条例
(指定居宅サービス等の事業の設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正)

第 1 条 指定居宅サービス等の事業の設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成24年岩手県条例第74号）の一部を次のように改正する。

	改正前	改正後
1	目次 第 1 章 [略] 第 2 章 訪問介護 第 1 節・第 2 節 [略] 第 3 節 [略] 第 3 章～第 6 章 [略] 第 7 章 通所介護 第 1 節・第 2 節 [略] 第 3 節 削除 第 4 節 [略] 第 8 章 [略] 第 9 章 短期入所生活介護 第 1 節～第 3 節 [略] 第 4 節 [略] 第10章～第14章 [略] 附則	目次 第 1 章 [略] 第 2 章 訪問介護 第 1 節・第 2 節 [略] <u>第 3 節 共生型居宅サービスに関する基準（第42条の 2 ・第42条の 3）</u> 第 4 節 [略] 第 3 章～第 6 章 [略] 第 7 章 通所介護 第 1 節・第 2 節 [略] <u>第 3 節 共生型居宅サービスに関する基準（第114条－第131条）</u> 第 4 節 [略] 第 8 章 [略] 第 9 章 短期入所生活介護 第 1 節～第 3 節 [略] <u>第 4 節 共生型居宅サービスに関する基準（第181条の 2 ・第181条の 3）</u> 第 5 節 [略] 第10章～第14章 [略] 附則

(趣旨)

第1条 この条例は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第42条第1項第2号、第70条第2項第1号並びに第74条第1項及び第2項の規定により、指定居宅サービス事業者の要件並びに指定居宅サービス等の事業の設備及び運営に関する基準を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1)～(7) [略]

(サービス提供困難時の対応)

第11条 指定訪問介護事業者は、当該指定訪問介護事業所の通常の事業の実施地域（指定居宅サービスの提供を行う事業所が通常時に当該指定居宅サービスを提供する地域をいう。以下同じ。）等を勘案し、利用申込者に対し自ら適切な指定訪問介護を提供することが困難であると認めた場合は、当該利用申込者に係る居宅介護支援事業を行う者（以下「居宅介護支援事業者」という。）への連絡、他の適当な指定訪問介護事業者等の紹介その他の必要な措置を速やかに講じなければならない。

(居宅介護支援事業者等との連携)

第15条 指定訪問介護事業者は、指定訪問介護の提供に当たっては、居宅介護支援事業者その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携の確保に努めなければならない。

(趣旨)

第1条 この条例は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第42条第1項第2号、第70条第2項第1号、第72条の2第1項第1号及び第2号並びに第74条第1項及び第2項の規定により、指定居宅サービス事業者の要件並びに指定居宅サービス等の事業の設備及び運営に関する基準を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1)～(7) [略]

(8) 共生型居宅サービス 法第70条第1項の規定による法第41条第1項本文の指定（法第72条の2第1項に規定する者の申請に係るものに限る。）を受けた者による指定居宅サービスをいう。

(サービス提供困難時の対応)

第11条 指定訪問介護事業者は、当該指定訪問介護事業所の通常の事業の実施地域（指定居宅サービスの提供を行う事業所が通常時に当該指定居宅サービスを提供する地域をいう。以下同じ。）等を勘案し、利用申込者に対し自ら適切な指定訪問介護を提供することが困難であると認めた場合は、当該利用申込者に係る法第8条第24項に規定する居宅介護支援事業を行う者（以下「居宅介護支援事業者」という。）への連絡、他の適当な指定訪問介護事業者等の紹介その他の必要な措置を速やかに講じなければならない。

(居宅介護支援事業者等との連携)

第15条 指定訪問介護事業者は、指定訪問介護の提供に当たっては、居宅介護支援事業者その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者（以下「居宅介護支援事業者等」という。）との密接な連携の確保に努めなければならない。

2 [略]

(広告)

第36条 [略]

(記録の整備)

第42条 [略]

2 [略]

(広告)

第36条 [略]

(不当な働きかけの禁止)

第36条の2 指定訪問介護事業者は、居宅サービス計画の作成又は変更に関し、指定居宅介護支援事業所（法第46条第2項に規定する指定居宅介護支援の事業を行う事業所をいう。第165条第2項において同じ。）の介護支援専門員又は居宅要介護被保険者（法第41条第1項に規定する居宅要介護被保険者をいう。）に対して、利用者に必要のないサービスを位置付けるよう求めることその他の不当な働きかけを行ってはならない。

(記録の整備)

第42条 [略]

第3節 共生型居宅サービスに関する基準

(共生型訪問介護の基準)

第42条の2 訪問介護に係る共生型居宅サービス（次条において「共生型訪問介護」という。）の事業を行う指定居宅介護事業者（指定障害福祉サービスの事業等の設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成24年岩手県条例第81号。以下「指定障害福祉サービス等基準条例」という。）第6条に規定する指定居宅介護事業者をいう。）及び重度訪問介護（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下この条及び第181条の2において「障害者総合支援法」という。）第5条第3項に規定する重度訪問介護をいう。第1号において同じ。）に係る指定障害福祉サービス（障害者総合支援法第29条第1項に規定する指定障害福祉サービスをいう。同号において同じ。）の事業を行う者が当該事業に関して満たすべき基準は、次のとおりとする。

(1) 指定居宅介護事業所（指定障害福祉サービス等基準条例第6条に規定する指定居宅介護事業所をいう。）又は重度訪問介護に係る指定障害

第3節 [略]

(準用)

第59条 第9条から第20条まで、第22条、第27条及び第32条から第41条までの規定は、指定訪問入浴介護の事業について準用する。この場合において、これらの規定中「訪問介護員等」とあるのは「訪問入浴介護従業者」と、第9条第1項及び第34条中「第30条」とあるのは「第57条」と、第33条第2項中「設備、備品等」とあるのは「指定訪問入浴介護に用いる浴槽その他の設備、備品等」と読み替えるものとする。

(準用)

第63条 第9条から第15条まで、第17条から第20条まで、第22条、第27条、第32条から第37条まで、第38条（第5項及び第6項を除く。）、第40条、第41条、第48条及び第52条から第58条まで（第52条第1項を除く。）の規定は、基準該当訪問入浴介護の事業について準用する。この場合において、これらの規定中「訪問介護員等」とあるのは「訪問入浴介護従業者」と、第9条第1項及び第34条中「第30条」とあるのは「第57条」と、第20条第1項中「内容、当該指定訪問介護について法第41条第6項の規定により利用者に代わって支払を受ける居宅介護サービス費の額」とあるのは「内容」と、第22条中「法定代理受領サービスに該当しない指定訪問介護」とあるのは「基準該当訪問入浴介護」と、第33条第2項中「設備、備品等」とあるのは「基準該当訪問入浴介護に用いる浴槽その他の設備、備品等」

福祉サービスの事業を行う者が当該事業を行う事業所の従業者の員数が、省令に規定する数以上であること。

(2) 前号に掲げるもののほか、規則で定める基準

(準用)

第42条の3 第5条、第6条（訪問介護員等の員数に係る部分を除く。）、第7条及び第9条から第42条までの規定は、共生型訪問介護の事業について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、規則で定める。

第4節 [略]

(準用)

第59条 第9条から第20条まで、第22条、第27条、第32条から第36条まで及び第37条から第41条までの規定は、指定訪問入浴介護の事業について準用する。この場合において、これらの規定中「訪問介護員等」とあるのは「訪問入浴介護従業者」と、第9条第1項及び第34条中「第30条」とあるのは「第57条」と、第33条第2項中「設備、備品等」とあるのは「指定訪問入浴介護に用いる浴槽その他の設備、備品等」と読み替えるものとする。

(準用)

第63条 第9条から第15条まで、第17条から第20条まで、第22条、第27条、第32条から第36条まで、第37条、第38条（第5項及び第6項を除く。）、第39条から第41条まで、第48条及び第52条から第58条まで（第52条第1項を除く。）の規定は、基準該当訪問入浴介護の事業について準用する。この場合において、これらの規定中「訪問介護員等」とあるのは「訪問入浴介護従業者」と、第9条第1項及び第34条中「第30条」とあるのは「第57条」と、第20条第1項中「内容、当該指定訪問介護について法第41条第6項の規定により利用者に代わって支払を受ける居宅介護サービス費の額」とあるのは「内容」と、第22条中「法定代理受領サービスに該当しない指定訪問介護」とあるのは「基準該当訪問入浴介護」と、第33条第2項中「設備、備品等」とあるのは「基準該当訪問入浴介護に用いる浴槽その他の

と、第52条第2項中「法定代理受領サービスに該当しない指定訪問入浴介護」とあるのは「基準該当訪問入浴介護」と、同条第3項中「前2項」とあるのは「前項」と読み替えるものとする。

(居宅介護支援事業者等との連携)

第69条 指定訪問看護事業者は、指定訪問看護を提供するに当たっては、居宅介護支援事業者その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携の確保に努めなければならない。

2 [略]

(準用)

第79条 第9条、第10条、第12条から第14条まで、第16条から第20条まで、第22条、第27条、第32条から第41条まで及び第56条の規定は、指定訪問看護の事業について準用する。この場合において、これらの規定中「訪問介護員等」とあるのは「看護師等」と、第9条第1項及び第34条中「第30条」とあるのは「第77条」と、第14条中「心身の状況」とあるのは「心身の状況、病歴」と読み替えるものとする。

(設備、備品等)

第82条 指定訪問リハビリテーション事業所は、病院、診療所又は介護老人保健施設であって、指定訪問リハビリテーションの事業の運営を行うために必要な広さを有する専用の区画を設けるとともに、指定訪問リハビリテーションの提供に必要な設備、備品等を備えなければならない。

2 [略]

第90条 指定居宅サービスに該当する居宅療養管理指導（以下「指定居宅療養管理指導」という。）の事業は、要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、医師、歯科医師、薬剤師、看護職員（歯科衛生士が行う居宅療養管理指導に相当するものを行う保健師、看護

設備、備品等」と、第52条第2項中「法定代理受領サービスに該当しない指定訪問入浴介護」とあるのは「基準該当訪問入浴介護」と、同条第3項中「前2項」とあるのは「前項」と読み替えるものとする。

(居宅介護支援事業者等との連携)

第69条 指定訪問看護事業者は、指定訪問看護を提供するに当たっては、居宅介護支援事業者等との密接な連携の確保に努めなければならない。

2 [略]

(準用)

第79条 第9条、第10条、第12条から第14条まで、第16条から第20条まで、第22条、第27条、第32条から第36条まで、第37条から第41条まで及び第56条の規定は、指定訪問看護の事業について準用する。この場合において、これらの規定中「訪問介護員等」とあるのは「看護師等」と、第9条第1項及び第34条中「第30条」とあるのは「第77条」と、第14条中「心身の状況」とあるのは「心身の状況、病歴」と読み替えるものとする。

(設備、備品等)

第82条 指定訪問リハビリテーション事業所は、病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院であって、指定訪問リハビリテーションの事業の運営を行うために必要な広さを有する専用の区画を設けるとともに、指定訪問リハビリテーションの提供に必要な設備、備品等を備えなければならない。

2 [略]

第90条 指定居宅サービスに該当する居宅療養管理指導（以下「指定居宅療養管理指導」という。）の事業は、要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、医師、歯科医師、薬剤師、歯科衛生士（歯科衛生士が行う居宅療養管理指導に相当するものを行う保健師、看

師及び准看護師を除いた保健師、看護師又は准看護師をいう。以下この章において同じ。）、歯科衛生士（歯科衛生士が行う居宅療養管理指導に相当するものを行う保健師、看護師及び准看護師を含む。以下この章において同じ。）又は管理栄養士が、通院が困難な利用者の居宅を訪問して、その心身の状況、置かれている環境等を把握し、それらを踏まえて療養上の管理及び指導を行うことにより、利用者の療養生活の質の向上を図るものでなければならない。

（設備、備品等）

第92条 指定居宅療養管理指導事業所は、病院、診療所、薬局、指定訪問看護ステーション等（指定訪問看護ステーション及び指定介護予防訪問看護ステーション（指定介護予防サービス等基準条例第67条第1項に規定する指定介護予防訪問看護ステーションをいう。）であって、指定居宅療養管理指導の事業の運営に必要な広さを有しているほか、指定居宅療養管理指導の提供に必要な設備、備品等を備えているものでなければならない。

2 [略]

（指定居宅療養管理指導の具体的取扱方針）

第95条 医師又は歯科医師の行う指定居宅療養管理指導の方針は、次に掲げるところによるものとする。

（1） 指定居宅療養管理指導の提供に当たっては、訪問診療等により常に利用者の病状又は心身の状況を把握し、計画的かつ継続的な医学的管理又は歯科医学的管理に基づいて、居宅介護支援事業者等に対する居宅サービス計画の作成等に必要な情報提供並びに利用者又はその家族に対し、居宅サービスの利用に関する留意事項、介護方法等についての指導、助言等を行うこと。

（2） [略]

2 [略]

3 看護職員の行う指定居宅療養管理指導の方針は、次に掲げるところによ

護師及び准看護師を含む。以下この章において同じ。）又は管理栄養士が、通院が困難な利用者の居宅を訪問して、その心身の状況、置かれている環境等を把握し、それらを踏まえて療養上の管理及び指導を行うことにより、利用者の療養生活の質の向上を図るものでなければならない。

（設備、備品等）

第92条 指定居宅療養管理指導事業所は、病院、診療所又は薬局であって、指定居宅療養管理指導の事業の運営に必要な広さを有しているほか、指定居宅療養管理指導の提供に必要な設備、備品等を備えているものでなければならない。

2 [略]

（指定居宅療養管理指導の具体的取扱方針）

第95条 医師又は歯科医師の行う指定居宅療養管理指導の方針は、次に掲げるところによるものとする。

（1） 指定居宅療養管理指導の提供に当たっては、訪問診療等により常に利用者の病状又は心身の状況を把握し、計画的かつ継続的な医学的管理又は歯科医学的管理に基づいて、居宅介護支援事業者に対する居宅サービス計画の作成等に必要な情報提供並びに利用者又はその家族に対し、居宅サービスの利用に関する留意事項、介護方法等についての指導、助言等を行うこと。

（2） [略]

2 [略]

るものとする。

(1) 指定居宅療養管理指導の提供に当たっては、居宅介護支援事業者等に対する居宅サービス計画の作成等に必要な情報提供並びに利用者に対する療養上の相談及び支援を行うこと。

(2) 指定居宅療養管理指導の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、療養上必要な事項について、理解しやすいように指導又は助言を行うこと。

4 前3項に定めるもののほか、指定居宅療養管理指導の方針は、規則で定める。

(準用)

第113条 第9条から第18条まで、第20条、第22条、第27条、第28条、第34条から第39条まで、第41条及び第56条の規定は、指定通所介護の事業について準用する。この場合において、第9条第1項中「第30条」とあるのは「第107条」と、「訪問介護員等」とあるのは「通所介護従業者」と、第28条中「訪問介護員等」とあるのは「通所介護従業者」と、第34条中「第30条」とあるのは「第107条」と、「訪問介護員等」とあるのは「通所介護従業者」と読み替えるものとする。

第3節 削除

第114条から第131条まで 削除

3 前2項に定めるもののほか、指定居宅療養管理指導の方針は、規則で定める。

(準用)

第113条 第9条から第18条まで、第20条、第22条、第27条、第28条、第34条から第36条まで、第37条から第39条まで、第41条及び第56条の規定は、指定通所介護の事業について準用する。この場合において、第9条第1項中「第30条」とあるのは「第107条」と、「訪問介護員等」とあるのは「通所介護従業者」と、第28条中「訪問介護員等」とあるのは「通所介護従業者」と、第34条中「第30条」とあるのは「第107条」と、「訪問介護員等」とあるのは「通所介護従業者」と読み替えるものとする。

第3節 共生型居宅サービスに関する基準

(共生型通所介護の基準)

第114条 通所介護に係る共生型居宅サービス（次条において「共生型通所介護」という。）の事業を行う指定生活介護事業者（指定障害福祉サービス等基準条例第80条第1項に規定する指定生活介護事業者をいう。）、指定自立訓練（機能訓練）事業者（指定障害福祉サービス等基準条例第143条に規定する指定自立訓練（機能訓練）事業者をいう。）、指定自立訓練（生活訓練）事業者（指定障害福祉サービス等基準条例第153条に規定する指定自立訓練（生活訓練）事業者をいう。）、指定児童発達支援事業者（指定障害児通所支援の事業等の設備及び運営に関する基準等を定める条

例（平成24年岩手県条例第79号。以下この条において「指定通所支援基準条例」という。）第6条第1項に規定する指定児童発達支援事業者をいい、主として重症心身障害児（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第7条第2項に規定する重症心身障害児をいう。以下この条において同じ。）を
通わせる事業所において指定児童発達支援（指定通所支援基準条例第5条に規定する指定児童発達支援をいう。）を提供する事業者を除く。）及び
指定放課後等デイサービス事業者（指定通所支援基準条例第67条第1項に
規定する指定放課後等デイサービス事業者をいい、主として重症心身障害
児を通わせる事業所において指定放課後等デイサービス（指定通所支援基
準条例第66条に規定する指定放課後等デイサービスをいう。）を提供する
事業者を除く。）が当該事業に関して満たすべき基準は、次のとおりとす
る。

（1） 指定生活介護事業所（指定障害福祉サービス等基準条例第80条第1
項に規定する指定生活介護事業所をいう。）、指定自立訓練（機能訓練
）事業所（指定障害福祉サービス等基準条例第143条に規定する指定自
立訓練（機能訓練）事業所をいう。）、指定自立訓練（生活訓練）事業
所（指定障害福祉サービス等基準条例第153条に規定する指定自立訓練
（生活訓練）事業所をいう。）、指定児童発達支援事業所（指定通所支
援基準条例第6条第1項に規定する指定児童発達支援事業所をいう。）
又は指定放課後等デイサービス事業所（指定通所支援基準条例第67条第
1項に規定する指定放課後等デイサービス事業所をいう。）の従業者の
員数が、省令に規定する数以上であること。

（2） 前号に掲げるもののほか、規則で定める基準
（準用）

第115条 第9条から第18条まで、第20条、第22条、第27条、第28条、第34
条から第36条まで、第37条から第39条まで、第41条、第56条、第99条、第
101条、第102条第4項及び第103条から第112条までの規定は、共生型通所

(準用)

第135条 第9条から第15条まで、第17条、第18条、第20条、第22条、第27条、第28条、第34条から第37条まで、第38条(第5項及び第6項を除く。)、第39条、第41条、第56条、第99条及び第103条から第112条まで(第103条第1項を除く。)の規定は、基準該当通所介護の事業について準用する。この場合において、第9条第1項中「第30条」とあるのは「第107条」と、「訪問介護員等」とあるのは「通所介護従業者」と、第20条第1項中「内容、当該指定訪問介護について法第41条第6項の規定により利用者に代わって支払を受ける居宅介護サービス費の額」とあるのは「内容」と、第22条中「法定代理受領サービスに該当しない指定訪問介護」とあるのは「基準該当通所介護」と、第28条中「訪問介護員等」とあるのは「通所介護従業者」と、第34条中「第30条」とあるのは「第107条」と、「訪問介護員等」とあるのは「通所介護従業者」と、第103条第2項中「法定代理受領サービスに該当しない指定通所介護」とあるのは「基準該当通所介護」と、同条第3項中「前2項」とあるのは「前項」と読み替えるものとする。

(設備、備品等)

第138条 指定通所リハビリテーション事業所は、指定通所リハビリテーションを行うにふさわしい専用の部屋等(当該通所介護リハビリテーション事業所が介護老人保健施設である場合にあつては、利用者のために確保されている食堂(リハビリテーションの用に供されるものに限る。))を含む。)であつて、3平方メートルに利用定員(当該指定通所リハビリテーション事業所において同時に指定通所リハビリテーションの提供を受けることができる利用者の数の上限をいう。)を乗じた面積以上のものを有しな

介護の事業について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、規則で定める。

第116条から第131条まで 削除

(準用)

第135条 第9条から第15条まで、第17条、第18条、第20条、第22条、第27条、第28条、第34条から第36条まで、第37条、第38条(第5項及び第6項を除く。)、第39条、第41条、第56条、第99条及び第103条から第112条まで(第103条第1項を除く。)の規定は、基準該当通所介護の事業について準用する。この場合において、第9条第1項中「第30条」とあるのは「第107条」と、「訪問介護員等」とあるのは「通所介護従業者」と、第20条第1項中「内容、当該指定訪問介護について法第41条第6項の規定により利用者に代わって支払を受ける居宅介護サービス費の額」とあるのは「内容」と、第22条中「法定代理受領サービスに該当しない指定訪問介護」とあるのは「基準該当通所介護」と、第28条中「訪問介護員等」とあるのは「通所介護従業者」と、第34条中「第30条」とあるのは「第107条」と、「訪問介護員等」とあるのは「通所介護従業者」と、第103条第2項中「法定代理受領サービスに該当しない指定通所介護」とあるのは「基準該当通所介護」と、同条第3項中「前2項」とあるのは「前項」と読み替えるものとする。

(設備、備品等)

第138条 指定通所リハビリテーション事業所は、指定通所リハビリテーションを行うにふさわしい専用の部屋等(当該指定通所リハビリテーション事業所が介護老人保健施設又は介護医療院である場合にあつては、利用者のために確保されている食堂(リハビリテーションの用に供されるものに限る。))を含む。)であつて、3平方メートルに利用定員(当該指定通所リハビリテーション事業所において同時に指定通所リハビリテーションの提供を受けることができる利用者の数の上限をいう。)を乗じた面積以上

ければならない。

2・3 [略]

(管理者等の職務)

第142条 指定通所リハビリテーション事業所の管理者は、医師、理学療法士、作業療法士又は専ら指定通所リハビリテーションに従事する看護師のうちから選任した者に、職務の代行をさせることができる。

2 [略]

(利用定員等)

第150条 [略]

2 併設事業所（特別養護老人ホーム、養護老人ホーム（老人福祉法第20条の4に規定する養護老人ホームをいう。以下同じ。）、病院、診療所、介護老人保健施設、特定施設入居者生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護又は介護予防特定施設入居者生活介護の指定を受けている施設（以下「特別養護老人ホーム等」という。）に併設される指定短期入所生活介護事業所であって、当該特別養護老人ホーム等と一体的に運営が行われるものをいう。以下同じ。）の場合又は指定短期入所生活介護事業所（ユニット型指定短期入所生活介護事業所（第171条に規定するユニット型指定短期入所生活介護事業所をいう。以下この項において同じ。）を除く。）とユニット型指定短期入所生活介護事業所とが併設され一体的に運営されている場合であって、それらの利用定員の総数が20人以上である場合にあつては、前項本文の規定にかかわらず、その利用定員を20人未満とすることができる。

3 [略]

(指定短期入所生活介護の開始及び終了)

第153条 [略]

2 指定短期入所生活介護事業者は、居宅介護支援事業者その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携により、指定短期入

のものを有しなければならない。

2・3 [略]

(管理者等の職務)

第142条 指定通所リハビリテーション事業所の管理者は、医師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士又は専ら指定通所リハビリテーションに従事する看護師のうちから選任した者に、職務の代行をさせることができる。

2 [略]

(利用定員等)

第150条 [略]

2 併設事業所（特別養護老人ホーム、養護老人ホーム（老人福祉法第20条の4に規定する養護老人ホームをいう。以下同じ。）、病院、診療所、介護老人保健施設、介護医療院、特定施設入居者生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護又は介護予防特定施設入居者生活介護の指定を受けている施設（以下「特別養護老人ホーム等」という。）に併設される指定短期入所生活介護事業所であって、当該特別養護老人ホーム等と一体的に運営が行われるものをいう。以下同じ。）の場合又は指定短期入所生活介護事業所（ユニット型指定短期入所生活介護事業所（第171条に規定するユニット型指定短期入所生活介護事業所をいう。以下この項において同じ。）を除く。）とユニット型指定短期入所生活介護事業所とが併設され一体的に運営されている場合であつて、それらの利用定員の総数が20人以上である場合にあつては、前項本文の規定にかかわらず、その利用定員を20人未満とすることができる。

3 [略]

(指定短期入所生活介護の開始及び終了)

第153条 [略]

2 指定短期入所生活介護事業者は、居宅介護支援事業者等との密接な連携により、指定短期入所生活介護の提供の開始前から終了後に至るまで利用

所生活介護の提供の開始前から終了後に至るまで利用者が継続的に保健医療サービス又は福祉サービスを利用することができるよう必要な援助に努めなければならない。

(定員の遵守)

第165条 [略]

2 利用者の状況や利用者の家族等の事情により、指定居宅介護支援事業所(指定居宅介護支援等の事業の運営に関する基準等を定める条例(平成26年岩手県条例第38号)第4条に規定する指定居宅介護支援事業所をいう。)の介護支援専門員が、緊急に指定短期入所生活介護を受けることが必要と認められた者に対し、居宅サービス計画において位置付けられていない指定短期入所生活介護を提供する場合であって、当該利用者及び他の利用者の処遇に支障がないときは、前項の規定にかかわらず、同項に規定する規則で定める利用者数を超えて、静養室において指定短期入所生活介護を行うことができるものとする。

(準用)

第168条 第10条から第14条まで、第16条、第17条、第20条、第22条、第27条、第34条から第41条まで、第56条、第108条、第110条及び第111条の規定は、指定短期入所生活介護の事業について準用する。この場合において、第34条中「第30条」とあるのは「第164条」と、「訪問介護員等」とあるのは「短期入所生活介護従業者」と、第108条第3項中「通所介護従業者」とあるのは「短期入所生活介護従業者」と読み替えるものとする。

(準用)

第181条 [略]

者が継続的に保健医療サービス又は福祉サービスを利用することができるよう必要な援助に努めなければならない。

(定員の遵守)

第165条 [略]

2 利用者の状況や利用者の家族等の事情により、指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員が、緊急に指定短期入所生活介護を受けることが必要と認められた者に対し、居宅サービス計画において位置付けられていない指定短期入所生活介護を提供する場合であって、当該利用者及び他の利用者の処遇に支障がないときは、前項の規定にかかわらず、同項に規定する規則で定める利用者数を超えて、静養室において指定短期入所生活介護を行うことができるものとする。

(準用)

第168条 第10条から第14条まで、第16条、第17条、第20条、第22条、第27条、第34条から第36条まで、第37条から第41条まで、第56条、第108条、第110条及び第111条の規定は、指定短期入所生活介護の事業について準用する。この場合において、第34条中「第30条」とあるのは「第164条」と、「訪問介護員等」とあるのは「短期入所生活介護従業者」と、第108条第3項中「通所介護従業者」とあるのは「短期入所生活介護従業者」と読み替えるものとする。

(準用)

第181条 [略]

第4節 共生型居宅サービスに関する基準

(共生型短期入所生活介護の基準)

第181条の2 短期入所生活介護に係る共生型居宅サービス(以下この条及

び次条において「共生型短期入所生活介護」という。)の事業を行う指定短期入所事業者(指定障害福祉サービス等基準条例第103条第1項に規定する指定短期入所事業者をいい、指定障害者支援施設(障害者総合支援法第29条第1項に規定する指定障害者支援施設をいう。以下この条において同じ。)が指定短期入所(指定障害福祉サービス等基準条例第99条に規定する指定短期入所をいう。以下この条において同じ。)の事業を行う事業所として当該施設と一体的に運営を行う事業所又は指定障害者支援施設がその施設の全部又は一部が利用者に利用されていない居室を利用して指定短期入所の事業を行う場合において、当該事業を行う事業所(以下この条において「指定短期入所事業所」という。)において指定短期入所を提供する事業者に限る。)が当該事業に関して満たすべき基準は、次のとおりとする。

(1) 指定短期入所事業所の居室の面積を、指定短期入所の利用者の数と共生型短期入所生活介護の利用者の数の合計数で除して得た面積が、省令に規定する面積以上であること。

(2) 指定短期入所事業所の従業者の員数が、省令に規定する数以上であること。

(3) 前2号に掲げるもののほか、規則で定める基準(準用)

第181条の3 第10条から第14条まで、第16条、第17条、第20条、第22条、第27条、第34条から第36条まで、第37条から第41条まで、第56条、第108条、第110条、第111条、第147条、第149条及び第152条から第167条までの規定は、共生型短期入所生活介護の事業について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、規則で定める。

第5節 [略]

(準用)

第4節 [略]

(準用)

第188条 第10条から第14条まで、第17条、第20条、第22条、第27条、第34

条から第37条まで、第38条（第5項及び第6項を除く。）、第39条から第41条まで、第56条、第108条、第110条、第111条、第147条及び第152条から第167条まで（第154条第1項を除く。）の規定は、基準該当短期入所生活介護の事業について準用する。この場合において、第20条第1項中「内容、当該指定訪問介護について法第41条第6項の規定により利用者に代わって支払を受ける居宅介護サービス費の額」とあるのは「内容」と、第22条中「法定代理受領サービスに該当しない指定訪問介護」とあるのは「基準該当短期入所生活介護」と、第34条中「第30条」とあるのは「第188条において準用する第164条」と、「訪問介護員等」とあるのは「短期入所生活介護従業者」と、第108条第3項中「通所介護従業者」とあるのは「短期入所生活介護従業者」と、第154条第2項中「法定代理受領サービスに該当しない指定短期入所生活介護」とあるのは「基準該当短期入所生活介護」と、同条第3項中「前2項」とあるのは「前項」と、第165条第2項中「静養室」とあるのは「静養室等」と読み替えるものとする。

（設備の基準）

第191条 指定短期入所療養介護事業所の設備に関する基準は、次のとおりとする。

(1)～(3) [略]

(4) 診療所（療養病床を有するものを除く。）である指定短期入所療養介護事業所にあつては、次に掲げる要件に適合すること。

ア [略]

イ 食堂及び浴室を有すること。

ウ [略]

条から第36条まで、第37条、第38条（第5項及び第6項を除く。）、第39条から第41条まで、第56条、第108条、第110条、第111条、第147条及び第152条から第167条まで（第154条第1項を除く。）の規定は、基準該当短期入所生活介護の事業について準用する。この場合において、第20条第1項中「内容、当該指定訪問介護について法第41条第6項の規定により利用者に代わって支払を受ける居宅介護サービス費の額」とあるのは「内容」と、第22条中「法定代理受領サービスに該当しない指定訪問介護」とあるのは「基準該当短期入所生活介護」と、第34条中「第30条」とあるのは「第188条において準用する第164条」と、「訪問介護員等」とあるのは「短期入所生活介護従業者」と、第108条第3項中「通所介護従業者」とあるのは「短期入所生活介護従業者」と、第154条第2項中「法定代理受領サービスに該当しない指定短期入所生活介護」とあるのは「基準該当短期入所生活介護」と、同条第3項中「前2項」とあるのは「前項」と、第165条第2項中「静養室」とあるのは「静養室等」と読み替えるものとする。

（設備の基準）

第191条 指定短期入所療養介護事業所の設備に関する基準は、次のとおりとする。

(1)～(3) [略]

(4) 診療所（療養病床を有するものを除く。）である指定短期入所療養介護事業所にあつては、次に掲げる要件に適合すること。

ア [略]

イ 浴室を有すること。

ウ [略]

(5) 介護医療院である指定短期入所療養介護事業所にあつては、法に規定する介護医療院として必要とされる施設及び設備（ユニット型介護医療院（介護医療院の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成30年岩手県条例第19号）第42条に規定するユニット型介護医療院をいう。第

2・3 [略]

(対象者)

第192条 指定短期入所療養介護事業者は、利用者の心身の状況若しくは病状により、若しくはその家族の疾病、冠婚葬祭、出張等の理由により、又は利用者の家族の身体的及び精神的な負担の軽減等を図るために、一時的に入所して看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療等を受ける必要がある者を対象に、介護老人保健施設の療養室、病院の療養病床に係る病室、診療所の指定短期入所療養介護を提供する病室又は病院の老人性認知症疾患療養病棟（健康保険法等の一部を改正する法律附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた健康保険法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整理に関する政令（平成23年政令第375号）第1条の規定による改正前の介護保険法施行令（平成10年政令第412号）第4条第2項に規定する病床により構成される病棟をいう。以下同じ。）において指定短期入所療養介護を提供するものとする。

(設備に関する基準)

第207条 ユニット型指定短期入所療養介護の事業を行う者（以下「ユニット型指定短期入所療養介護事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「ユニット型指定短期入所療養介護事業所」という。）の設備に関する基準は、次のとおりとする。

(1)～(4) [略]

2 [略]

(指定特定施設入居者生活介護の取扱方針)

207条第1項において同じ。）に関するものを除く。）を有すること。

2・3 [略]

(対象者)

第192条 指定短期入所療養介護事業者は、利用者の心身の状況若しくは病状により、若しくはその家族の疾病、冠婚葬祭、出張等の理由により、又は利用者の家族の身体的及び精神的な負担の軽減等を図るために、一時的に入所して看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療等を受ける必要がある者を対象に、介護老人保健施設若しくは介護医療院の療養室、病院の療養病床に係る病室、診療所の指定短期入所療養介護を提供する病室又は病院の老人性認知症疾患療養病棟（健康保険法等の一部を改正する法律附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた健康保険法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整理に関する政令（平成23年政令第375号）第1条の規定による改正前の介護保険法施行令（平成10年政令第412号）第4条第2項に規定する病床により構成される病棟をいう。）において指定短期入所療養介護を提供するものとする。

(設備に関する基準)

第207条 ユニット型指定短期入所療養介護の事業を行う者（以下「ユニット型指定短期入所療養介護事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「ユニット型指定短期入所療養介護事業所」という。）の設備に関する基準は、次のとおりとする。

(1)～(4) [略]

(5) 介護医療院であるユニット型指定短期入所療養介護事業所にあつては、法に規定する介護医療院として必要とされる施設及び設備（ユニット型介護医療院に関するものに限る。）を有することとする。

2 [略]

(指定特定施設入居者生活介護の取扱方針)

第226条 [略]

2～5 [略]

6 [略]

(準用)

第237条 第12条、第13条、第22条、第27条、第34条から第41条まで、第55条、第56条、第110条、第111条及び第159条の規定は、指定特定施設入居者生活介護の事業について準用する。この場合において、第34条中「第30条」とあるのは「第232条」と、「訪問介護員等」とあるのは「特定施設従業者」と、第55条中「訪問入浴介護従業者」とあるのは「特定施設従業者」と読み替えるものとする。

(趣旨)

第238条 第1節及び前節の規定にかかわらず、外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護（指定特定施設入居者生活介護であって、指定特定施設の従業者により行われる特定施設サービス計画の作成、利用者の安否の確認、利用者の生活相談等（以下「基本サービス」という。）及び当該指定特定施設の事業者が委託する指定居宅サービス事業者（以下「受託居宅サービス事業者」という。）により、当該特定施設サービス計画に基づき行われる入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話、機能訓練及び療養上の世話（以下「受託居宅サービス」という。）をいう。）の事業を行う者の基本方針並びに設備及び運営に関する基準については、この節の定めるところによる。

(準用)

第248条 第12条、第13条、第22条、第27条、第34条から第41条まで、第55条、第56条、第110条、第111条、第222条、第224条から第227条まで、第230条、第231条及び第233条から第235条までの規定は、外部サービス利用

第226条 [略]

2～5 [略]

6 指定特定施設入居者生活介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、省令に規定する措置を講じなければならない。

7 [略]

(準用)

第237条 第12条、第13条、第22条、第27条、第34条から第36条まで、第37条から第41条まで、第55条、第56条、第110条、第111条及び第159条の規定は、指定特定施設入居者生活介護の事業について準用する。この場合において、第34条中「第30条」とあるのは「第232条」と、「訪問介護員等」とあるのは「特定施設従業者」と、第55条中「訪問入浴介護従業者」とあるのは「特定施設従業者」と読み替えるものとする。

(趣旨)

第238条 第1節及び前節の規定にかかわらず、外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護（指定特定施設入居者生活介護であって、指定特定施設の従業者により行われる特定施設サービス計画の作成、利用者の安否の確認、利用者の生活相談等（以下「基本サービス」という。）及び当該指定特定施設の事業者が委託する指定居宅サービス事業者（以下「受託居宅サービス事業者」という。）により、当該特定施設サービス計画に基づき行われる入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話、機能訓練及び療養上の世話（以下「受託居宅サービス」という。）をいう。以下同じ。）の事業を行う者の基本方針並びに設備及び運営に関する基準については、この節の定めるところによる。

(準用)

第248条 第12条、第13条、第22条、第27条、第34条から第36条まで、第37条から第41条まで、第55条、第56条、第110条、第111条、第222条、第224条から第227条まで、第230条、第231条及び第233条から第235条までの規

型指定特定施設入居者生活介護の事業について準用する。この場合において、第34条中「訪問介護員等」とあるのは「外部サービス利用型特定施設従業者」と、「指定訪問介護事業所」とあるのは「指定特定施設及び受託居宅サービス事業所」と、「第30条」とあるのは「第245条」と、第35条第1項及び第2項、第36条並びに第41条中「指定訪問介護事業所」とあるのは「指定特定施設及び受託居宅サービス事業所」と、第55条中「訪問入浴介護従業者」とあるのは「指定特定施設の従業者」と、第224条第2項及び第225条中「指定特定施設入居者生活介護を」とあるのは「基本サービスを」と、第227条第3項及び第6項中「他の特定施設従業者」とあるのは「他の外部サービス利用型特定施設従業者及び受託居宅サービス事業者」と、第233条中「指定特定施設入居者生活介護」とあるのは「基本サービス」と読み替えるものとする。

(福祉用具貸与計画の作成)

第256条 [略]

2・3 [略]

4 福祉用具専門相談員は、福祉用具貸与計画を作成したときは、当該福祉用具貸与計画を記載した書面を利用者に交付しなければならない。

5・6 [略]

(準用)

第263条 第9条から第20条まで、第22条、第27条、第35条から第41条まで、第56条並びに第108条第1項及び第2項の規定は、指定福祉用具貸与の事業について準用する。この場合において、第9条第1項中「第30条」とあるのは「第257条」と、「訪問介護員等」とあるのは「福祉用具専門相談員」と、第11条中「以下同じ。）」とあるのは「以下同じ。）」、取り扱う福祉用具の種目」と、第15条第2項中「適切な指導」とあるのは「適切な相談又は助言」と、第19条中「訪問介護員等」とあるのは「従業者」と

定は、外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護の事業について準用する。この場合において、第34条中「訪問介護員等」とあるのは「外部サービス利用型特定施設従業者」と、「指定訪問介護事業所」とあるのは「指定特定施設及び受託居宅サービス事業所」と、「第30条」とあるのは「第245条」と、第35条第1項及び第2項、第36条並びに第41条中「指定訪問介護事業所」とあるのは「指定特定施設及び受託居宅サービス事業所」と、第55条中「訪問入浴介護従業者」とあるのは「指定特定施設の従業者」と、第224条第2項及び第225条中「指定特定施設入居者生活介護を」とあるのは「基本サービスを」と、第227条第3項及び第6項中「他の特定施設従業者」とあるのは「他の外部サービス利用型特定施設従業者及び受託居宅サービス事業者」と、第233条中「指定特定施設入居者生活介護」とあるのは「基本サービス」と読み替えるものとする。

(福祉用具貸与計画の作成)

第256条 [略]

2・3 [略]

4 福祉用具専門相談員は、福祉用具貸与計画を作成したときは、当該福祉用具貸与計画を記載した書面を利用者及び当該利用者に係る介護支援専門員に交付しなければならない。

5・6 [略]

(準用)

第263条 第9条から第20条まで、第22条、第27条、第35条、第36条、第37条から第41条まで、第56条並びに第108条第1項及び第2項の規定は、指定福祉用具貸与の事業について準用する。この場合において、第9条第1項中「第30条」とあるのは「第257条」と、「訪問介護員等」とあるのは「福祉用具専門相談員」と、第11条中「以下同じ。）」とあるのは「以下同じ。）」、取り扱う福祉用具の種目」と、第15条第2項中「適切な指導」とあるのは「適切な相談又は助言」と、第19条中「訪問介護員等」とある

、「初回の訪問時及び利用者」とあるのは「利用者」と、第20条第1項中「提供の日及び内容」とあるのは「提供の開始日及び終了日並びに種目及び品名」と、第22条中「内容」とあるのは「種目、品名」と、第108条第2項中「処遇」とあるのは「サービス利用」と読み替えるものとする。

(準用)

第265条 第9条から第15条まで、第17条から第20条まで、第22条、第27条、第35条から第37条まで、第38条(第5項及び第6項を除く。)、第39条から第41条まで、第56条、第108条第1項及び第2項、第249条、第251条、第252条並びに第253条から第262条まで(第253条第1項を除く。)の規定は、基準該当福祉用具貸与の事業について準用する。この場合において、第9条第1項中「第30条」とあるのは「第265条において準用する第257条」と、「訪問介護員等」とあるのは「福祉用具専門相談員」と、第11条中「以下同じ。）」とあるのは「以下同じ。）」、取り扱う福祉用具の種目」と、第15条第2項中「適切な指導」とあるのは「適切な相談又は助言」と、第19条中「訪問介護員等」とあるのは「従業者」と、第20条第1項中「提供の日及び内容、当該指定訪問介護について法第41条第6項の規定により利用者に代わって支払を受ける居宅介護サービス費の額」とあるのは「提供の開始日及び終了日、種目、品名」と、第22条中「法定代理受領サービスに該当しない指定訪問介護」とあるのは「基準該当福祉用具貸与」と、第108条第2項中「処遇」とあるのは「サービスの利用」と、第253条第2項中「法定代理受領サービスに該当しない指定福祉用具貸与」とあるのは「基準該当福祉用具貸与」と、同条第3項中「前2項」とあるのは「前項」と読み替えるものとする。

(準用)

第276条 第9条から第15条まで、第17条から第19条まで、第27条、第33条、第35条から第41条まで、第56条、第108条第1項及び第2項、第254条、

のは「従業者」と、「初回の訪問時及び利用者」とあるのは「利用者」と、第20条第1項中「提供の日及び内容」とあるのは「提供の開始日及び終了日並びに種目及び品名」と、第22条中「内容」とあるのは「種目、品名」と、第108条第2項中「処遇」とあるのは「サービス利用」と読み替えるものとする。

(準用)

第265条 第9条から第15条まで、第17条から第20条まで、第22条、第27条、第35条、第36条、第37条、第38条(第5項及び第6項を除く。)、第39条から第41条まで、第56条、第108条第1項及び第2項、第249条並びに第251条から第262条まで(第253条第1項を除く。)の規定は、基準該当福祉用具貸与の事業について準用する。この場合において、第9条第1項中「第30条」とあるのは「第265条において準用する第257条」と、「訪問介護員等」とあるのは「福祉用具専門相談員」と、第11条中「以下同じ。）」とあるのは「以下同じ。）」、取り扱う福祉用具の種目」と、第15条第2項中「適切な指導」とあるのは「適切な相談又は助言」と、第19条中「訪問介護員等」とあるのは「従業者」と、第20条第1項中「提供の日及び内容、当該指定訪問介護について法第41条第6項の規定により利用者に代わって支払を受ける居宅介護サービス費の額」とあるのは「提供の開始日及び終了日、種目、品名」と、第22条中「法定代理受領サービスに該当しない指定訪問介護」とあるのは「基準該当福祉用具貸与」と、第108条第2項中「処遇」とあるのは「サービスの利用」と、第253条第2項中「法定代理受領サービスに該当しない指定福祉用具貸与」とあるのは「基準該当福祉用具貸与」と、同条第3項中「前2項」とあるのは「前項」と読み替えるものとする。

(準用)

第276条 第9条から第15条まで、第17条から第19条まで、第27条、第33条、第35条、第36条、第37条から第41条まで、第56条、第108条第1項及び

11 [略]
12 [略]
13 [略]
14 [略]
15 [略]
16 [略]
17 [略]
18 [略]
19 [略]
20 [略]
21 [略]
22 [略]
23 [略]
24 [略]
25 [略]
26 [略]
27 [略]
28 [略]
29 [略]
30 [略]
31 [略]
32 [略]
33 [略]
34 [略]
35 [略]
36 [略]
37 [略]

12 [略]
13 [略]
14 [略]
15 [略]
16 [略]
17 [略]
18 [略]
19 [略]
20 [略]
21 [略]
22 [略]
23 [略]
24 [略]
25 [略]
26 [略]
27 [略]
28 [略]
29 [略]
30 [略]
31 [略]
32 [略]
33 [略]
34 [略]
35 [略]
36 [略]
37 [略]
38 [略]

<p><u>38</u> [略]</p> <p><u>39</u> [略]</p> <p><u>40</u> [略]</p> <p><u>41</u> [略]</p> <p><u>42</u> [略]</p> <p><u>43</u> [略]</p> <p><u>44</u> [略]</p> <p><u>45</u> [略]</p> <p><u>46</u> [略]</p>	<p><u>39</u> [略]</p> <p><u>40</u> [略]</p> <p><u>41</u> [略]</p> <p><u>42</u> [略]</p> <p><u>43</u> [略]</p> <p><u>44</u> [略]</p> <p><u>45</u> [略]</p> <p><u>46</u> [略]</p> <p><u>47</u> [略]</p>
<p>(東日本大震災復興特別区域法による訪問リハビリテーション事業所に係る特例)</p> <p><u>47</u> 東日本大震災復興特別区域法（平成23年法律第122号）第4条第2項第5号に規定する復興推進事業として、厚生労働省関係東日本大震災復興特別区域法第2条第4項に規定する省令の特例に関する措置及びその適用を受ける復興推進事業を定める命令（平成23年内閣府・厚生労働省令第9号）第6条に規定する訪問リハビリテーション事業所整備推進事業を定めた同法第6条第1項に規定する認定復興推進計画に定められた区域内に存する指定訪問リハビリテーション事業所であって、病院若しくは診療所又は介護老人保健施設との密接な連携を確保し、指定訪問リハビリテーションを適切に行うことができるものであると知事が認めるものに対する第82条第1項の規定の適用については、平成32年3月31日までの間は、同項中「病院、診療所又は介護老人保健施設であって、指定訪問リハビリテーションの事業の」とあるのは、「指定訪問リハビリテーションの事業の」とする。</p>	<p>(東日本大震災復興特別区域法による訪問リハビリテーション事業所に係る特例)</p> <p><u>48</u> 東日本大震災復興特別区域法（平成23年法律第122号）第4条第2項第5号に規定する復興推進事業として、厚生労働省関係東日本大震災復興特別区域法第2条第4項に規定する省令の特例に関する措置及びその適用を受ける復興推進事業を定める命令（平成23年内閣府・厚生労働省令第9号）第6条に規定する訪問リハビリテーション事業所整備推進事業を定めた同法第6条第1項に規定する認定復興推進計画に定められた区域内に存する指定訪問リハビリテーション事業所であって、病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院との密接な連携を確保し、指定訪問リハビリテーションを適切に行うことができるものであると知事が認めるものに対する第82条第1項の規定の適用については、平成32年3月31日までの間は、同項中「病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院であって、指定訪問リハビリテーションの事業の」とあるのは、「指定訪問リハビリテーションの事業の」とする。</p>
<p>2 (指定福祉用具貸与の具体的取扱方針)</p> <p>第255条 福祉用具専門相談員の行う指定福祉用具貸与の方針は、次に掲げるところによるものとする。</p>	<p>(指定福祉用具貸与の具体的取扱方針)</p> <p>第255条 福祉用具専門相談員の行う指定福祉用具貸与の方針は、次に掲げるところによるものとする。</p>

<p>(1) 指定福祉用具貸与の提供に当たっては、次条第1項に規定する福祉用具貸与計画に基づき、福祉用具が適切に選定され、かつ、使用されるよう、専門的知識に基づき相談に応じるとともに、目録等の文書を示して福祉用具の機能、使用方法、利用料等に関する情報を提供し、個別の福祉用具の貸与に係る同意を得るものとする。</p> <p>(2) [略]</p> <p>2 [略]</p>	<p>(1) 指定福祉用具貸与の提供に当たっては、次条第1項に規定する福祉用具貸与計画に基づき、福祉用具が適切に選定され、かつ、使用されるよう、専門的知識に基づき相談に応じるとともに、目録等の文書を示して福祉用具の機能、使用方法、利用料、<u>全国平均貸与価格等</u>に関する情報を提供し、個別の福祉用具の貸与に係る同意を得るものとする。</p> <p>(2) [略]</p> <p>2 [略]</p>
<p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p> <p>(指定介護予防サービス等の事業の設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部改正)</p> <p>第2条 指定介護予防サービス等の事業の設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例(平成24年岩手県条例第78号)の一部を次のように改正する。</p>	

	改正前	改正後
1	<p>目次</p> <p>第1章～第8章 [略]</p> <p>第9章 介護予防短期入所生活介護</p> <p>第1節～第4節 [略]</p> <p><u>第5節</u> [略]</p> <p>第10章～第14章 [略]</p> <p>附則</p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、介護保険法(平成9年法律第123号。以下「法」という。)第115条の2第2項第1号並びに第115条の4第1項及び第2項の規定により、指定介護予防サービス事業者の要件並びに指定介護予防サービス等の事業の設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防</p>	<p>目次</p> <p>第1章～第8章 [略]</p> <p>第9章 介護予防短期入所生活介護</p> <p>第1節～第4節 [略]</p> <p><u>第5節 共生型介護予防サービスに関する基準(第165条の2・第165条の3)</u></p> <p><u>第6節</u> [略]</p> <p>第10章～第14章 [略]</p> <p>附則</p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、介護保険法(平成9年法律第123号。以下「法」という。)第115条の2第2項第1号、<u>第115条の2の2第1項第1号及び第2号</u>並びに第115条の4第1項及び第2項の規定により、指定介護予防サービス事業者の要件並びに指定介護予防サービス等の事業の設備及び運営並</p>

のための効果的な支援の方法に関する基準を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1)～(7) [略]

(設備、備品等)

第81条 指定介護予防訪問リハビリテーション事業所は、病院、診療所又は介護老人保健施設であって、指定介護予防訪問リハビリテーションの事業の運営を行うために必要な広さを有する専用の区画を設けているとともに、指定介護予防訪問リハビリテーションの提供に必要な設備、備品等を備えているものでなければならない。

2 [略]

第88条 指定介護予防サービスに該当する介護予防居宅療養管理指導（以下「指定介護予防居宅療養管理指導」という。）の事業は、利用者が可能な限りその居宅において自立した日常生活を営むことができるよう、医師、歯科医師、薬剤師、看護職員（歯科衛生士が行う介護予防居宅療養管理指導に相当するものを行う保健師、看護師及び准看護師を除いた保健師、看護師及び准看護師をいう。以下この章において同じ。）、歯科衛生士（歯科衛生士が行う介護予防居宅療養管理指導に相当するものを行う保健師、看護師及び准看護師を含む。以下この章において同じ。）又は管理栄養士が、通院が困難な利用者に対して、その居宅を訪問して、その心身の状況、置かれている環境等を把握し、それらを踏まえて療養上の管理及び指導を行うことにより、利用者の心身の機能の維持回復を図り、もって利用者

びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1)～(7) [略]

(8) 共生型介護予防サービス 法第115条の2第1項の規定による法第53条第1項本文の指定（法第115条の2の2第1項に規定する者の申請に係るものに限る。）を受けた者による指定介護予防サービスをいう。

(設備、備品等)

第81条 指定介護予防訪問リハビリテーション事業所は、病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院であって、指定介護予防訪問リハビリテーションの事業の運営を行うために必要な広さを有する専用の区画を設けているとともに、指定介護予防訪問リハビリテーションの提供に必要な設備、備品等を備えているものでなければならない。

2 [略]

第88条 指定介護予防サービスに該当する介護予防居宅療養管理指導（以下「指定介護予防居宅療養管理指導」という。）の事業は、利用者が可能な限りその居宅において自立した日常生活を営むことができるよう、医師、歯科医師、薬剤師、歯科衛生士（歯科衛生士が行う介護予防居宅療養管理指導に相当するものを行う保健師、看護師及び准看護師を含む。以下この章において同じ。）又は管理栄養士が、通院が困難な利用者に対して、その居宅を訪問して、その心身の状況、置かれている環境等を把握し、それらを踏まえて療養上の管理及び指導を行うことにより、利用者の心身の機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものでなければならない。

の生活機能の維持又は向上を目指すものでなければならない。

(設備、備品等)

第90条 指定介護予防居宅療養管理指導事業所は、病院、診療所、薬局又は指定訪問看護ステーション等（指定介護予防訪問看護ステーション及び指定居宅サービス等基準条例第66条第1項に規定する指定訪問看護ステーションをいう。）であって、指定介護予防居宅療養管理指導の事業の運営を行うために必要な広さを有する区画を有しているほか、指定介護予防居宅療養管理指導の提供に必要な設備、備品等を備えているものでなければならない。

2 [略]

(指定介護予防居宅療養管理指導の具体的取扱方針)

第96条 [略]

2 [略]

3 看護職員の行う指定介護予防居宅療養管理指導の方針は、次に掲げるところによるものとする。

(1) 指定介護予防居宅療養管理指導の提供に当たっては、介護予防支援事業者等に対する介護予防サービス計画の作成等に必要な情報提供並びに利用者に対する療養上の相談及び支援を行うこと。

(2) 利用者に対し提供した指定介護予防居宅療養管理指導の内容について、速やかに記録を作成するとともに、医師又は介護予防支援事業者等に報告すること。

4 前3項に定めるもののほか、指定介護予防居宅療養管理指導の方針は、規則で定める。

(設備の基準)

第119条 指定介護予防通所リハビリテーション事業所は、指定介護予防通所リハビリテーションを行うにふさわしい専用の部屋等（当該指定介護予防通所リハビリテーション事業所が介護老人保健施設である場合であって

(設備、備品等)

第90条 指定介護予防居宅療養管理指導事業所は、病院、診療所又は薬局であって、指定介護予防居宅療養管理指導の事業の運営を行うために必要な広さを有する区画を有しているほか、指定介護予防居宅療養管理指導の提供に必要な設備、備品等を備えているものでなければならない。

2 [略]

(指定介護予防居宅療養管理指導の具体的取扱方針)

第96条 [略]

2 [略]

3 前2項に定めるもののほか、指定介護予防居宅療養管理指導の方針は、規則で定める。

(設備の基準)

第119条 指定介護予防通所リハビリテーション事業所は、指定介護予防通所リハビリテーションを行うにふさわしい専用の部屋等（当該指定介護予防通所リハビリテーション事業所が介護老人保健施設又は介護医療院であ

は、利用者のために確保されている食堂（リハビリテーションの用に供されるものに限る。）を含む。）であって、3平方メートルに利用定員（当該指定介護予防通所リハビリテーション事業所において同時に指定介護予防通所リハビリテーションの提供を受けることができる利用者の数の上限をいう。）を乗じた面積以上のものを有しなければならない。

2・3 [略]

（準用）

第165条 [略]

る場合にあつては、利用者のために確保されている食堂（リハビリテーションの用に供されるものに限る。）を含む。）であって、3平方メートルに利用定員（当該指定介護予防通所リハビリテーション事業所において同時に指定介護予防通所リハビリテーションの提供を受けることができる利用者の数の上限をいう。）を乗じた面積以上のものを有しなければならない。

2・3 [略]

（準用）

第165条 [略]

第5節 共生型介護予防サービスに関する基準

（共生型介護予防短期入所生活介護の基準）

第165条の2 介護予防短期入所生活介護に係る共生型介護予防サービス（以下この条及び次条において「共生型介護予防短期入所生活介護」という。）の事業を行う指定短期入所事業者（指定障害福祉サービスの事業等の設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成24年岩手県条例第81号。以下この条において「指定障害福祉サービス等基準条例」という。）第103条第1項に規定する指定短期入所事業者をいい、指定障害者支援施設（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項に規定する指定障害者支援施設をいう。以下この条において同じ。）が指定短期入所（指定障害福祉サービス等基準条例第99条に規定する指定短期入所をいう。以下この条において同じ。）の事業を行う事業所として当該施設と一体的に運営を行う事業所又は指定障害者支援施設がその施設の全部又は一部が利用者に利用されていない居室を利用して指定短期入所の事業を行う場合において、当該事業を行う事業所（以下この条において「指定短期入所事業所」という。）において指定短期入所を提供する事業者に限る。）が当該事業に関して満たすべき基準は、次のとおりとする。

第5節 [略]

(設備に関する基準)

第175条 指定介護予防短期入所療養介護事業所の設備に関する基準は、次のとおりとする。

(1)～(3) [略]

(4) 診療所(療養病床を有するものを除く。)である指定介護予防短期入所療養介護事業所にあつては、次に掲げる要件に適合すること。

ア [略]

イ 食堂及び浴室を有すること。

ウ [略]

(1) 指定短期入所事業所の居室の面積を、指定短期入所の利用者の数と共生型介護予防短期入所生活介護の利用者の数の合計数で除して得た面積が、省令に規定する面積以上であること。

(2) 指定短期入所事業所の従業者の員数が、省令に規定する数以上であること。

(3) 前2号に掲げるもののほか、規則で定める基準

(準用)

第165条の3 第51条の3から第51条の7まで、第51条の9、第51条の10、第51条の13、第52条の2、第52条の3、第54条、第55条の4から第55条の11、第121条の2、第121条の4、第129条、第131条及び第134条から第142条まで並びに第3節の規定は、共生型介護予防短期入所生活介護の事業について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、規則で定める。

第6節 [略]

(設備に関する基準)

第175条 指定介護予防短期入所療養介護事業所の設備に関する基準は、次のとおりとする。

(1)～(3) [略]

(4) 診療所(療養病床を有するものを除く。)である指定介護予防短期入所療養介護事業所にあつては、次に掲げる要件に適合すること。

ア [略]

イ 浴室を有すること。

ウ [略]

(5) 介護医療院である指定介護予防短期入所療養介護事業所にあつては、法に規定する介護医療院として必要とされる施設及び設備(ユニット型介護医療院(介護医療院の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成30年岩手県条例第19号)第42条に規定するユニット型介護医療院を

2・3 [略]

(対象者)

第176条 指定介護予防短期入所療養介護事業者は、利用者の心身の状況若しくは病状又はその家族の疾病、冠婚葬祭、出張等の理由により、一時的に入所して看護、医学的管理の下における介護、機能訓練その他必要な医療等を受ける必要がある者を対象に、介護老人保健施設の療養室、病院の療養病床に係る病室、診療所の指定介護予防短期入所療養介護を提供する病室又は病院の老人性認知症疾患療養病棟（健康保険法等の一部を改正する法律附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた健康保険法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整理に関する政令（平成23年政令第375号）第1条の規定による改正前の介護保険法施行令（平成10年政令第412号）第4条第2項に規定する病床により構成される病棟をいう。）において指定介護予防短期入所療養介護を提供するものとする。

(設備の基準)

第192条 ユニット型指定介護予防短期入所療養介護の事業を行う者（以下「ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所」という。）の設備に関する基準は、次のとおりとする。

(1)～(4) [略]

2 [略]

(身体的拘束等の禁止)

いう。第192条第1項において同じ。）に関するものを除く。）を有すること。

2・3 [略]

(対象者)

第176条 指定介護予防短期入所療養介護事業者は、利用者の心身の状況若しくは病状又はその家族の疾病、冠婚葬祭、出張等の理由により、一時的に入所して看護、医学的管理の下における介護、機能訓練その他必要な医療等を受ける必要がある者を対象に、介護老人保健施設若しくは介護医療院の療養室、病院の療養病床に係る病室、診療所の指定介護予防短期入所療養介護を提供する病室又は病院の老人性認知症疾患療養病棟（健康保険法等の一部を改正する法律附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた健康保険法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整理に関する政令（平成23年政令第375号）第1条の規定による改正前の介護保険法施行令（平成10年政令第412号）第4条第2項に規定する病床により構成される病棟をいう。）において指定介護予防短期入所療養介護を提供するものとする。

(設備の基準)

第192条 ユニット型指定介護予防短期入所療養介護の事業を行う者（以下「ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所」という。）の設備に関する基準は、次のとおりとする。

(1)～(4) [略]

(5) 介護医療院であるユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所
にあっては、法に規定する介護医療院として必要とされる施設及び設備
(ユニット型介護医療院に関するものに限る。)を有すること。

2 [略]

(身体的拘束等の禁止)

第212条 [略]

2 [略]

(趣旨)

第226条 第1節から前節までの規定にかかわらず、外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護（指定介護予防特定施設入居者生活介護であって、指定介護予防特定施設の従業者により行われる介護予防特定施設サービス計画の作成、利用者の安否の確認、利用者の生活相談等（以下この節において「基本サービス」という。）及び当該指定介護予防特定施設の事業者が委託する事業者（以下この節において「受託介護予防サービス事業者」という。）により当該介護予防特定施設サービス計画に基づき行われる入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の支援、機能訓練及び療養上の世話（以下この節において「受託介護予防サービス」という。）をいう。）の事業の基本方針、設備及び運営並びに介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準については、この節の定めるところによる。

(介護予防福祉用具貸与計画の作成)

第252条 [略]

2・3 [略]

4 福祉用具専門相談員は、介護予防福祉用具貸与計画を作成したときは、当該介護予防福祉用具貸与計画を記載した書面を利用者に交付しなければならない。

5～8 [略]

附 則

1～13 [略]

第212条 [略]

2 [略]

3 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、省令に規定する措置を講じなければならない。

(趣旨)

第226条 第1節から前節までの規定にかかわらず、外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護（指定介護予防特定施設入居者生活介護であって、指定介護予防特定施設の従業者により行われる介護予防特定施設サービス計画の作成、利用者の安否の確認、利用者の生活相談等（以下この節において「基本サービス」という。）及び当該指定介護予防特定施設の事業者が委託する事業者（以下この節において「受託介護予防サービス事業者」という。）により当該介護予防特定施設サービス計画に基づき行われる入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の支援、機能訓練及び療養上の世話（以下この節において「受託介護予防サービス」という。）をいう。以下同じ。）の事業の基本方針、設備及び運営並びに介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準については、この節の定めるところによる。

(介護予防福祉用具貸与計画の作成)

第252条 [略]

2・3 [略]

4 福祉用具専門相談員は、介護予防福祉用具貸与計画を作成したときは、当該介護予防福祉用具貸与計画を記載した書面を利用者及び当該利用者に係る介護支援専門員に交付しなければならない。

5～8 [略]

附 則

1～13 [略]

14 第206条及び第230条の規定にかかわらず、療養病床その他の規則で定め

14 [略]
15 [略]
16 [略]
17 [略]
18 [略]
19 [略]
20 [略]
21 [略]
22 [略]
23 [略]
24 [略]
25 [略]
26 [略]

る病床（以下この項において「療養病床等」という。）を有する病院又は診療所（以下この項において「病院等」という。）の開設者が、当該病院等の療養病床等を平成36年3月31日までの間に転換（当該病院等の療養病床等の病床数を減少させるとともに、当該病院等の施設を介護医療院、老人福祉法第20条の6に規定する軽費老人ホームその他の要介護者、要支援者その他の者を入所させ、又は入居させるための施設の用に供することをいう。）を行って指定介護予防特定施設入居者生活介護の事業を行う場合の医療機関併設型指定介護予防特定施設（介護老人保健施設、介護医療院又は病院等に併設される指定介護予防特定施設をいう。以下この項において同じ。）においては、併設される介護老人保健施設、介護医療院又は病院等の施設を利用することにより、当該医療機関併設型指定介護予防特定施設の利用者の処遇が適切に行われると認められるときは、当該医療機関併設型指定介護予防特定施設に浴室、便所及び食堂を設けないことができる。

15 [略]
16 [略]
17 [略]
18 [略]
19 [略]
20 [略]
21 [略]
22 [略]
23 [略]
24 [略]
25 [略]
26 [略]
27 [略]

27 [略]

28 [略]

29 [略]

30 [略]

31 [略]

32 [略]

33 [略]

34 [略]

35 [略]

36 [略]

37 [略]

38 [略]

39 [略]

40 [略]

41 [略]

42 [略]

43 [略]

44 [略]

(東日本大震災復興特別区域法による介護予防訪問リハビリテーション事業所に係る特例)

45 東日本大震災復興特別区域法（平成23年法律第122号）第4条第2項第5号に規定する復興推進事業として、厚生労働省関係東日本大震災復興特別区域法第2条第4項に規定する省令の特例に関する措置及びその適用を受ける復興推進事業を定める命令（平成23年内閣府・厚生労働省令第9号）第9条に規定する介護予防訪問リハビリテーション事業所整備推進事業を定めた同法第6条第1項に規定する認定復興推進計画に定められた区域内に存する指定介護予防訪問リハビリテーション事業所であって、病院若

28 [略]

29 [略]

30 [略]

31 [略]

32 [略]

33 [略]

34 [略]

35 [略]

36 [略]

37 [略]

38 [略]

39 [略]

40 [略]

41 [略]

42 [略]

43 [略]

44 [略]

45 [略]

(東日本大震災復興特別区域法による介護予防訪問リハビリテーション事業所に係る特例)

46 東日本大震災復興特別区域法（平成23年法律第122号）第4条第2項第5号に規定する復興推進事業として、厚生労働省関係東日本大震災復興特別区域法第2条第4項に規定する省令の特例に関する措置及びその適用を受ける復興推進事業を定める命令（平成23年内閣府・厚生労働省令第9号）第9条に規定する介護予防訪問リハビリテーション事業所整備推進事業を定めた同法第6条第1項に規定する認定復興推進計画に定められた区域内に存する指定介護予防訪問リハビリテーション事業所であって、病院、

<p>しくは診療所又は介護老人保健施設との密接な連携を確保し、指定介護予防訪問リハビリテーションを適切に行うことができるものであると知事が認めるものに対する第81条第1項の規定の適用については、平成32年3月31日までの間は、同項中「病院、診療所又は介護老人保健施設であって、指定介護予防訪問リハビリテーションの事業の」とあるのは、「指定介護予防訪問リハビリテーションの事業の」とする。</p>	<p>診療所、介護老人保健施設又は介護医療院との密接な連携を確保し、指定介護予防訪問リハビリテーションを適切に行うことができるものであると知事が認めるものに対する第81条第1項の規定の適用については、平成32年3月31日までの間は、同項中「病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院であって、指定介護予防訪問リハビリテーションの事業の」とあるのは、「指定介護予防訪問リハビリテーションの事業の」とする。</p>
<p>2 (指定介護予防福祉用具貸与の具体的取扱方針)</p> <p>第251条 福祉用具専門相談員の行う指定介護予防福祉用具貸与の方針は、第238条に定める基本方針及び前条に定める基本取扱方針に基づき、次に掲げるところによるものとする。</p> <p>(1) 指定介護予防福祉用具貸与の提供に当たっては、主治の医師又は歯科医師からの情報伝達やサービス担当者会議を通じる等の適切な方法により、利用者の心身の状況及び希望、その置かれている環境等利用者の日常生活全般の状況の的確な把握を行い、福祉用具が適切に選定され、かつ、使用されるよう、専門的知識に基づき相談に応じるとともに、目録等の文書を示して福祉用具の機能、使用方法、利用料等に関する情報を提供し、個別の福祉用具の貸与に係る利用者の同意を得ること。</p> <p>(2) [略]</p> <p>2 [略]</p>	<p>(指定介護予防福祉用具貸与の具体的取扱方針)</p> <p>第251条 福祉用具専門相談員の行う指定介護予防福祉用具貸与の方針は、第238条に定める基本方針及び前条に定める基本取扱方針に基づき、次に掲げるところによるものとする。</p> <p>(1) 指定介護予防福祉用具貸与の提供に当たっては、主治の医師又は歯科医師からの情報伝達やサービス担当者会議を通じる等の適切な方法により、利用者の心身の状況及び希望、その置かれている環境等利用者の日常生活全般の状況の的確な把握を行い、福祉用具が適切に選定され、かつ、使用されるよう、専門的知識に基づき相談に応じるとともに、目録等の文書を示して福祉用具の機能、使用方法、利用料、<u>全国平均貸与価格等</u>に関する情報を提供し、個別の福祉用具の貸与に係る利用者の同意を得ること。</p> <p>(2) [略]</p> <p>2 [略]</p>
<p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p>	

(軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第3条 軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年岩手県条例第71号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(サービス提供の方針)</p> <p>第17条 [略]</p> <p>2～4 [略]</p>	<p>(サービス提供の方針)</p> <p>第17条 [略]</p> <p>2～4 [略]</p>

	5 <u>軽費老人ホームは、身体的拘束等の適正化を図るため、省令に規定する措置を講じなければならない。</u>
--	---

備考 改正部分は、下線の部分である。

(養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第4条 養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年岩手県条例第72号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(処遇の方針)	(処遇の方針)
第16条 [略]	第16条 [略]
2～5 [略]	2～5 [略]
	6 <u>養護老人ホームは、身体的拘束等の適正化を図るため、省令に規定する措置を講じなければならない。</u>

備考 改正部分は、下線の部分である。

(特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第5条 特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年岩手県条例第73号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(サービス提供困難時の対応)	(サービス提供困難時の対応)
第12条 特別養護老人ホームは、入所予定者が入院を必要とする場合その他入所予定者に対し自ら適切な便宜を提供することが困難である場合は、適切な病院若しくは診療所又は介護保険法（平成9年法律第123号）第8条第28項に規定する介護老人保健施設を紹介する等の適切な措置を速やかに講じなければならない。	第12条 特別養護老人ホームは、入所予定者が入院を必要とする場合その他入所予定者に対し自ら適切な便宜を提供することが困難である場合は、適切な病院若しくは診療所又は介護保険法（平成9年法律第123号）第8条第28項に規定する介護老人保健施設若しくは同条第29項に規定する介護医療院を紹介する等の適切な措置を速やかに講じなければならない。
(処遇の方針)	(処遇の方針)
第15条 [略]	第15条 [略]
2～5 [略]	2～5 [略]
6 [略]	6 <u>特別養護老人ホームは、身体的拘束等の適正化を図るため、省令に規定する措置を講じなければならない。</u>
	7 [略]

<p>(入所者の入院期間中の取扱い)</p> <p>第22条 [略]</p> <p>(サービスの取扱方針)</p> <p>第36条 [略]</p> <p>2～7 [略]</p> <p><u>8</u> [略]</p>	<p>(入所者の入院期間中の取扱い)</p> <p>第22条 [略]</p> <p><u>(緊急時等の対応)</u></p> <p><u>第22条の2 特別養護老人ホームは、現に処遇を行っているときに入所者の病状の急変が生じた場合その他必要な場合のため、あらかじめ、第11条第1項の医師との連携方法その他の緊急時等における対応方法を定めておかなければならない。</u></p> <p>(サービスの取扱方針)</p> <p>第36条 [略]</p> <p>2～7 [略]</p> <p><u>8 ユニット型特別養護老人ホームは、身体的拘束等の適正化を図るため、省令に規定する措置を講じなければならない。</u></p> <p><u>9</u> [略]</p>
備考 改正部分は、下線の部分である。	

(指定介護老人福祉施設の設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正)

第6条 指定介護老人福祉施設の設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成24年岩手県条例第75号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(サービス提供困難時の対応)</p> <p>第8条 指定介護老人福祉施設は、入所申込者が入院を必要とする場合その他入所申込者に対し自ら適切な便宜を提供することが困難である場合は、適切な病院若しくは診療所又は介護老人保健施設を紹介する等の適切な措置を速やかに講じなければならない。</p> <p>(指定介護福祉施設サービスの取扱方針)</p> <p>第15条 [略]</p> <p>2～5 [略]</p>	<p>(サービス提供困難時の対応)</p> <p>第8条 指定介護老人福祉施設は、入所申込者が入院を必要とする場合その他入所申込者に対し自ら適切な便宜を提供することが困難である場合は、適切な病院若しくは診療所又は介護老人保健施設若しくは<u>介護医療院</u>を紹介する等の適切な措置を速やかに講じなければならない。</p> <p>(指定介護福祉施設サービスの取扱方針)</p> <p>第15条 [略]</p> <p>2～5 [略]</p> <p><u>6 指定介護老人福祉施設は、身体的拘束等の適正化を図るため、省令に規定する措置を講じなければならない。</u></p>

6 [略]

(入所者に関する市町村への通知)

第24条 [略]

(指定介護福祉施設サービスの取扱方針)

第47条 [略]

2～7 [略]

8 [略]

7 [略]

(入所者に関する市町村への通知)

第24条 [略]

(緊急時等の対応)

第24条の2 指定介護老人福祉施設は、現に指定介護福祉施設サービスの提供を行っているときに入所者の病状の急変が生じた場合その他必要な場合のため、あらかじめ、第4条第1項の医師との連携方法その他の緊急時等における対応方法を定めておかなければならない。

(指定介護福祉施設サービスの取扱方針)

第47条 [略]

2～7 [略]

8 ユニット型指定介護老人福祉施設は、身体的拘束等の適正化を図るため、省令に規定する措置を講じなければならない。

9 [略]

備考 改正部分は、下線の部分である。

(介護老人保健施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第7条 介護老人保健施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年岩手県条例第76号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(施設及び設備の基準)</p> <p>第4条 介護老人保健施設は、次に掲げる施設を有しなければならない。ただし、サテライト型小規模介護老人保健施設（介護老人保健施設を設置しようとする者により設置される当該介護老人保健施設以外の介護老人保健施設又は病院若しくは診療所（以下「本体施設」という。）との密接な連携を確保しつつ、本体施設とは別の場所で運営され、入所者の在宅への復帰の支援を目的とする定員29人以下の介護老人保健施設をいう。以下同じ。）の場合にあっては本体施設の施設を利用することにより当該サテライト型小規模介護老人保健施設及び当該本体施設の入所者の処遇が適切に行</p>	<p>(施設及び設備の基準)</p> <p>第4条 介護老人保健施設は、次に掲げる施設を有しなければならない。ただし、サテライト型小規模介護老人保健施設（介護老人保健施設を設置しようとする者により設置される当該介護老人保健施設以外の介護老人保健施設若しくは介護医療院又は病院若しくは診療所（以下「本体施設」という。）との密接な連携を確保しつつ、本体施設とは別の場所で運営され、入所者の在宅への復帰の支援を目的とする定員29人以下の介護老人保健施設をいう。以下同じ。）の場合にあっては本体施設の施設を利用することにより当該サテライト型小規模介護老人保健施設及び当該本体施設の入所</p>

われると認められるとき、又は医療機関併設型小規模介護老人保健施設（病院又は診療所に併設され、入所者の在宅への復帰の支援を目的とする定員29人以下の介護老人保健施設であって、サテライト型小規模介護老人保健施設以外のものをいう。以下同じ。）の場合にあつては併設される病院又は診療所の施設を利用することにより、当該医療機関併設型小規模介護老人保健施設及び当該病院又は診療所の入所者及び入院患者の処遇が適切に行われると認められるときは、次に掲げる施設（サテライト型小規模老人保健施設にあつては、第8号から第10号までに掲げる施設を除く。）を有しないことができる。

(1)～(10) [略]

2 [略]

(介護保健施設サービスの取扱方針)

第15条 [略]

2～5 [略]

6 [略]

(施設及び設備の基準)

第44条 ユニット型介護老人保健施設は、次に掲げる施設を有しなければならない。ただし、ユニット型サテライト型小規模介護老人保健施設（ユニットごとに入居者の日常生活が営まれ、これに対する支援が行われるサテライト型小規模介護老人保健施設をいう。）の場合にあつては本体施設の施設を利用することにより、当該ユニット型サテライト型小規模介護老人保健施設及び当該本体施設の入居者の処遇が適切に行われると認められるとき、又はユニット型医療機関併設型小規模介護老人保健施設（ユニットごとに入居者の日常生活が営まれ、これに対する支援が行われる医療機関

者の処遇が適切に行われると認められるとき、又は医療機関併設型小規模介護老人保健施設（介護医療院又は病院若しくは診療所に併設され、入所者の在宅への復帰の支援を目的とする定員29人以下の介護老人保健施設であつて、サテライト型小規模介護老人保健施設以外のものをいう。以下同じ。）の場合にあつては併設される介護医療院又は病院若しくは診療所の施設を利用することにより、当該医療機関併設型小規模介護老人保健施設及び当該介護医療院又は病院若しくは診療所の入所者及び入院患者の処遇が適切に行われると認められるときは、次に掲げる施設（サテライト型小規模老人保健施設にあつては、第8号から第10号までに掲げる施設を除く。）を有しないことができる。

(1)～(10) [略]

2 [略]

(介護保健施設サービスの取扱方針)

第15条 [略]

2～5 [略]

6 介護老人保健施設は、身体的拘束等の適正化を図るため、省令に規定する措置を講じなければならない。

7 [略]

(施設及び設備の基準)

第44条 ユニット型介護老人保健施設は、次に掲げる施設を有しなければならない。ただし、ユニット型サテライト型小規模介護老人保健施設（ユニットごとに入居者の日常生活が営まれ、これに対する支援が行われるサテライト型小規模介護老人保健施設をいう。）の場合にあつては本体施設の施設を利用することにより、当該ユニット型サテライト型小規模介護老人保健施設及び当該本体施設の入居者の処遇が適切に行われると認められるとき、又はユニット型医療機関併設型小規模介護老人保健施設（ユニットごとに入居者の日常生活が営まれ、これに対する支援が行われる医療機関

併設型小規模介護老人保健施設をいう。)の場合にあつては併設される病院又は診療所の施設を利用することにより、当該ユニット型医療機関併設型小規模介護老人保健施設及び当該病院又は診療所の入居者又は入院患者の処遇が適切に行われると認められるときは、次に掲げる施設(ユニット型サテライト型小規模介護老人保健施設にあつては、第4号から第6号までに掲げる施設を除く。)を有しないことができる。

(1)～(6) [略]

2～7 [略]

(介護保健施設サービスの取扱方針)

第46条 [略]

2～7 [略]

8 [略]

附 則

1・2 [略]

3 一般病床、精神病床若しくは療養病床を有する病院又は一般病床若しくは療養病床を有する診療所の開設者が、当該病院の一般病床、精神病床若しくは療養病床又は当該診療所の一般病床若しくは療養病床を平成30年3月31日までの間に転換を行って介護老人保健施設を開設する場合における当該転換に係る建物については、第5条第1項の規定は、適用しない。

併設型小規模介護老人保健施設をいう。)の場合にあつては併設される介護医療院又は病院若しくは診療所の施設を利用することにより、当該ユニット型医療機関併設型小規模介護老人保健施設及び当該介護医療院又は病院若しくは診療所の入居者又は入院患者の処遇が適切に行われると認められるときは、次に掲げる施設(ユニット型サテライト型小規模介護老人保健施設にあつては、第4号から第6号までに掲げる施設を除く。)を有しないことができる。

(1)～(6) [略]

2～7 [略]

(介護保健施設サービスの取扱方針)

第46条 [略]

2～7 [略]

8 ユニット型介護老人保健施設は、身体的拘束等の適正化を図るため、省令に規定する措置を講じなければならない。

9 [略]

附 則

1・2 [略]

3 一般病床、精神病床若しくは療養病床を有する病院又は一般病床若しくは療養病床を有する診療所の開設者が、当該病院の一般病床、精神病床若しくは療養病床又は当該診療所の一般病床若しくは療養病床を平成36年3月31日までの間に転換(当該病院の一般病床、精神病床若しくは療養病床又は当該診療所の一般病床若しくは療養病床の病床数を減少させるとともに、当該病院又は診療所の施設を介護老人保健施設、老人福祉法(昭和38年法律第133号)第20条の6に規定する軽費老人ホームその他の要介護者、要支援者その他の者を入所させ、又は入居させるための施設の用に供することをいう。次項において同じ。)を行って介護老人保健施設を開設する場合における当該転換に係る建物については、第5条第1項の規定は、適

4 一般病床、精神病床若しくは療養病床を有する病院又は一般病床若しくは療養病床を有する診療所の開設者が、当該病院の一般病床、精神病床若しくは療養病床又は当該診療所の一般病床若しくは療養病床を平成30年3月31日までの間に転換を行って介護老人保健施設を開設する場合における当該転換に係る屋内の直通階段及びエレベーターについては、第5条第3項中「屋内の直通階段及びエレベーターをそれぞれ1以上設けなければならない」とあるのは、「屋内の直通階段を2以上設けなければならない。ただし、エレベーターが設置されている介護老人保健施設の建物又は2階以上の各階における療養室の床面積の合計がそれぞれ50平方メートル（建築基準法第2条第5号に規定する主要構造部が同条第7号に規定する耐火構造であるか、又は同条第9号に規定する不燃材料で造られている建築物にあっては100平方メートル）以下のものについては、屋内の直通階段を1とすることができる」とする。

5～18 [略]

用しない。

4 一般病床、精神病床若しくは療養病床を有する病院又は一般病床若しくは療養病床を有する診療所の開設者が、当該病院の一般病床、精神病床若しくは療養病床又は当該診療所の一般病床若しくは療養病床を平成36年3月31日までの間に転換を行って介護老人保健施設を開設する場合における当該転換に係る屋内の直通階段及びエレベーターについては、第5条第3項中「屋内の直通階段及びエレベーターをそれぞれ1以上設けなければならない」とあるのは、「屋内の直通階段を2以上設けなければならない。ただし、エレベーターが設置されている介護老人保健施設の建物又は2階以上の各階における療養室の床面積の合計がそれぞれ50平方メートル（建築基準法第2条第5号に規定する主要構造部が同条第7号に規定する耐火構造であるか、又は同条第9号に規定する不燃材料で造られている建築物にあっては、100平方メートル）以下のものについては、屋内の直通階段を1とすることができる」とする。

5～18 [略]

備考 改正部分は、下線の部分である。

（指定介護療養型医療施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正）

第8条 指定介護療養型医療施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年岩手県条例第77号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>（指定介護療養型医療施設に置くべき従業者の員数等）</p> <p>第3条 [略]</p> <p>2～5 [略]</p> <p>6 指定介護療養型医療施設の従業者は、専ら当該指定介護療養型医療施設の職務に従事することができる者をもって充てなければならない。ただし、指定介護療養型医療施設（ユニット型指定介護療養型医療施設（第41条に規定するユニット型指定介護療養型医療施設をいう。以下この項において同じ。）を除く。）<u>及び</u>ユニット型指定介護療養型医療施設を併設する</p>	<p>（指定介護療養型医療施設に置くべき従業者の員数等）</p> <p>第3条 [略]</p> <p>2～5 [略]</p> <p>6 指定介護療養型医療施設の従業者は、専ら当該指定介護療養型医療施設の職務に従事することができる者をもって充てなければならない。ただし、指定介護療養型医療施設（ユニット型指定介護療養型医療施設（第41条に規定するユニット型指定介護療養型医療施設をいう。以下この項において同じ。）を除く。）<u>に</u>ユニット型指定介護療</p>

場合の介護職員を除き、入院患者の処遇に支障がない場合は、この限りでない。

7～9 [略]

(指定介護療養施設サービスの取扱方針)

第16条 [略]

2～5 [略]

6 [略]

(指定介護療養施設サービスの取扱方針)

第47条 [略]

2～7 [略]

8 [略]

附 則

1～5 [略]

6 療養病床を有する病院（平成24年3月31日において医療法施行規則第52条の規定の適用を受けていたものに限る。）である指定介護療養型医療施設については、平成30年3月31日までの間は、第3条第1項第2号中「6人」とあるのは「8人」と、同項第3号中「6人」とあるのは「4人」とする。

7 老人性認知症疾患療養病棟を有する病院（平成24年3月31日において医療法施行規則第52条の規定の適用を受けていたものに限る。）である指定介護療養型医療施設に置くべき従業者の員数は、平成30年3月31日までの間は、第3条第3項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる従業者の区分

養型医療施設を併設する場合の指定介護療養型医療施設及びユニット型指定介護療養型医療施設の介護職員を除き、入院患者の処遇に支障がない場合は、この限りでない。

7～9 [略]

(指定介護療養施設サービスの取扱方針)

第16条 [略]

2～5 [略]

6 指定介護療養型医療施設は、身体的拘束等の適正化を図るため、省令に規定する措置を講じなければならない。

7 [略]

(指定介護療養施設サービスの取扱方針)

第47条 [略]

2～7 [略]

8 ユニット型指定介護療養型医療施設は、身体的拘束等の適正化を図るため、省令に規定する措置を講じなければならない。

9 [略]

附 則

1～5 [略]

6 療養病床を有する病院（平成24年3月31日において医療法施行規則第52条の規定の適用を受けていたものに限る。）である指定介護療養型医療施設については、平成36年3月31日までの間は、第3条第1項第2号中「6人」とあるのは「8人」と、同項第3号中「6人」とあるのは「4人」とする。

7 老人性認知症疾患療養病棟を有する病院（平成24年3月31日において医療法施行規則第52条の規定の適用を受けていたものに限る。）である指定介護療養型医療施設に置くべき従業者の員数は、平成36年3月31日までの間は、第3条第3項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる従業者の区分

に応じ、当該各号に定めるところによる。

(1)～(6) [略]

8～23 [略]

に応じ、当該各号に定めるところによる。

(1)～(6) [略]

8～23 [略]

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

- 1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。ただし、第1条中表2の項の改正部分及び第2条中表2の項の改正部分は、同年10月1日から施行する。
- 2 この条例の施行に関し必要な経過措置は、規則で定める。